

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(原水及び原湯の水質の基準)</p> <p><b>第6条</b> 条例第4条第1項第2号エ(イ)に規定する原水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水及び原湯（次号に掲げるものを除く。）の基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>pH値は、5.8以上8.6以下であること。</u></p> <p>エ <u>全有機炭素の量が1リットルにつき3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を利用することが不適切と認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u></p> <p>オ <u>大腸菌は、検出されないこと。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(浴槽水の水質の基準)</p> <p><b>第7条</b> 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 浴槽水（次号に掲げるものを除く。）の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を利用することが不適切と認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(原水及び原湯の水質の基準)</p> <p><b>第6条</b> 条例第4条第1項第2号エ(イ)に規定する原水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水及び原湯（次号に掲げるものを除く。）の基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。</u></p> <p>エ <u>過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u></p> <p>オ <u>大腸菌群は、検出されないこと。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(浴槽水の水質の基準)</p> <p><b>第7条</b> 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 浴槽水（次号に掲げるものを除く。）の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。